入　札　説　明　書

静岡大学（城北）集積化センサ設計評価オープンラボ棟新営その他工事

令和６年１月２２日

国立大学法人　静岡大学

入　札　説　明　書

静岡大学（城北）集積化センサ設計評価オープンラボ棟新営その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　　令和６年１月２２日

２　国立大学法人静岡大学
　　契約担当役
　　財務施設部長　　近　藤　裕　史

３　工事概要等

（１）　工 事 名　静岡大学（城北）集積化センサ設計評価オープンラボ棟新営その他工事

（２）　工事場所　静岡県浜松市中央区城北三丁目５番１号　　静岡大学城北団地構内

（３）　工事概要　①集積化センサ設計評価オープンラボ棟新営工事
　　鉄筋コンクリート造、地上５階建て、
　　延べ床面積１，５８１．２１５㎡。
　　②電子工学研究所改修工事
　　鉄筋コンクリート造、地上３階建て、延べ床面積１８８㎡。
　　その他詳細は工事発注概要書のとおり。

（４）　工　　期　　令和６年８月３０日（金）まで。

（５）　本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに技術提案書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

（６）　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（７）　本工事は、申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/index.html）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難いものは、下記６に「紙入札方式参加承諾願」を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

４　競争参加資格

（１）　国立大学法人静岡大学契約規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。

（２）　文部科学省における「一般競争参加資格」（平成 13 年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係るＡ等級又はＢ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　工事成績について、下記９（３）に掲げる総合評価の評価基準に示す欠格に該当しないこと。

（５）　次に掲げる施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。）。
平成２０年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、施工実施面積が１，２００㎡以上の、建物用途が事務所・庁舎、校舎・研究施設・図書館、宿舎・研修施設、病院、会館・集会施設・体育館の新営又は改修工事の施工実績を有すること。（同一契約かつ同一団地内での施工であれば複数棟の合計面積でも可とする。）

（６）　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築士、１級建築施工管理技士、若しくはこれと同等以上の資格を有するものであること。

②　平成２０年度以降に上記（５）に掲げる工事又はこれと同等以上の工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

（７）　建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

①　本工事において，建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下,「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。

ア　建設業法第26条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下,「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ　監理技術者補佐は，一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者，学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお，監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は，特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ　同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は，本工事を含め同時に２件までとする。（ただし，同一あるいは別々の発注者が，同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって，かつ，それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については，これら複数の工事を一の工事とみなす）

オ　特例監理技術者が兼務できる工事は浜松市内の工事でなければならない。

カ　特例監理技術者は，施工における主要な会議への参加，現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク　監理技術者補佐が担う業務等について，明らかにすること。

②　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合，前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。

（８）　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号　文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

（９）　上記３（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ｲ)　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。 以下同じ。 ）の関係にある場合

(ﾛ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｲ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に 規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｲ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ⅰ) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ⅱ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ⅲ) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(ⅳ) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社 をいう。 ）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

(ﾛ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ﾊ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が 同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11)　静岡県、神奈川県、愛知県、山梨県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(12)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

①　「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて

行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(ｲ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ﾛ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ﾊ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ﾆ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

５ 設計業務等の受託者等

（１） 上記４（８）の「上記３（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社高橋茂弥建築設計事務所
・株式会社テクノ工営

（２） 上記４（８）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

(ｲ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ﾛ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ｲ)については、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ﾛ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ﾊ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

６ 担当部局

〒422－8529
静岡県静岡市駿河区大谷 836
国立大学法人静岡大学財務施設部施設課総務契約係
電話番号 054－238－4442
ＦＡＸ　 054－238－5407

7　競争参加資格の確認等

（1）　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書についても次に従い提出すること。

上記４（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、４（１）及び（３）から（11）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①　提出期間：　令和６年１月２２日から令和６年２月６日まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時から 12 時 30 分及び
13 時 30 分から 17 時まで

②　提出場所：　上記６に同じ

③　提出方法：　提出場所に直接持参（郵送又は電送は不可）すること。
なお、電子入札システムには申請書及び資料の確認を受けた後、指示した資料を添付し提出すること。

（2）　競争参加資格確認申請書は、別記様式１により作成し、文部科学省大臣官房文教施設企画部長発行の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを添付すること。

（3）　資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の監理技術者等の資格・工事経験については、平成２０年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

①　同種の工事の施工実績（別記様式２）

上記４（５）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

②　配置予定技術者の資格・工事経験（別記様式３）

１）監理技術者等の資格・工事経験

上記４（６）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。資格については、証書の写しを添付すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、９（３）表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申

請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

２）配置予定技術者の工事成績

同種工事に施工経験として挙げた工事が平成３１年度から令和４年度以降（過去４年度以降）に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事があれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式３に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類（ＣＯＲＩＮＳ等）を提出すること。

③　契約書等の写し

①及び②の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の規模や概要が同種であると判断できる平面図等（施工実績が複合施設等である場合は、同種の用途部分の求積根拠、技術者として配置した事実が確認できる資料等を含む））の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、工事カルテ受領書写を添付することにより契約書及び技術者として配置した事実が確認できる資料等の写しについてのみ提出する必要がない。

④　工事成績（別記様式４）

建築一式工事における令和３年度及び令和４年度以降の工事成績評定の各年度の合計、工事成績評定を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを各年度ごとに整理して提出すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和３年度及び令和４年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての建築一式工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記ⅱ）の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

ⅰ）　下記９（３）表中「工事成績」において、２年連続で各年度（過去２年度）の平均点が 65 点未満である場合。

ⅱ）　工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和３年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。

ア）　重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ）　重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ）　ア）又はイ）の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ）　上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

なお、下記９（３）表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表１に記載する法人である。

⑤　法令遵守（コンプライアンス）（別記様式５）

東海地区における営業停止を受けたもの又は文部科学省並びに国立大学法人等の指名停止措置を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止及び営業停止の期間終了後６ヶ月以内のものを全て記載する。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑥　ワーク・ライフ・バランス等の推進（別記様式６）

ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに関する認定状況を記載すること。また、認定を受けている場合は、証明できる資料の写しを添付すること。

（４）　競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

（５）　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和６年２月２０日までに電子入札システム（紙入札による参加を承諾された場合は紙）により通知する。

（６）その他

①　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料は、返却しない。

④　提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　申請書及び資料に関する問い合わせ先　上記６に同じ

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

①　提出期限：令和６年２月２８日（水）17 時

②　提出場所：上記６に同じ。

③　提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参するものとする。

（２）　契約担当役は、説明を求められたときは，令和６年３月６日（水）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

９　総合評価落札方式に関する事項

（１）　落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記９(２)②によって得られる「評価値」の最も高い者を落札者とする。

（イ）　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（ロ）　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② 上記９（１）①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

（２）　総合評価の方法

標準点を１００点とする。加算点は、下記９（３）の評価項目において、技術提案書の内容に応じ、最高３１点を与える。施工体制評価点は、下記９（３）③の「企業の施工体制」の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高３０点を与える。

① 加算点の算出方法は、下記９（３）の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

②　価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記９（２）①によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で　除して得た「評価値」をもって行う。

評価値＝｛（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／（入札価格）｝

（３）　評価項目及び評価基準等

評価項目は以下のとおりとする。

①企業の技術力

（1）企業の施工能力

評　価　項　目	評　価　基　準	配点	評価点
同種工事の施工実績	国・特殊法人等（注）及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	６点	
	その他の工事実績あり。	５点	
	実績なし（欠格）		
工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定	過去２年度以降の平均点が８４点以上	５点	
	過去２年度以降の平均点が８１点以上８４点未満	４点	
	過去２年度以降の平均点が７８点以上８１点未満	３点	
	過去２年度以降の平均点が７５点以上７８点未満	２点	
	過去２年度以降の平均点が７２点以上７５点未満	１点	
	過去２年度以降の平均点が７２点未満(実績なしを含む)	０点	
	各年度（過去２年度）の平均点が２年連続で６５点未満（欠格）		
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去２年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。（欠格）		
	小計	１１	0

（2）配置予定技術者の能力

評　価　項　目	評　価　基　準	配点	評価点
過去１５年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験	国、特殊法人等（注）及び地方公共団体が発注する工事において主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	７点	
	上記以外で主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あ	６点	
	主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	５点	
	経験なし（欠格）		
同種工事の施工経験として挙げた工事の過去４年度以降に完成した主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事成績 (工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定)	８３点以上	１０点	
	８２点以上８３点未満	９点	
	８１点以上８２点未満	８点	
	８０点以上８１点未満	７点	
	７９点以上８０点未満	６点	
	７８点以上７９点未満	５点	
	７７点以上７８点未満	４点	
	７６点以上７７点未満	３点	
	７５点以上７６点未満	２点	
	７２点以上７５点未満	１点	
	７２点未満(実績なしを含む)	０点	
	６５点未満（欠格）		
	小計	１７	0

②企業の信頼性・社会性

（1）法令遵守(ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ)

評　価　項　目	評　価　基　準	配点	評価点
事故及び不誠実な行為	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後６ヶ月以内の当該工事の入札執行がない。	０点	
	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後６ヶ月以内の当該工事の入札執行がある。	—１点	
	小計	０	0

（2）地域精通度

評　価　項　目	評　価　基　準	配点	評価点
地理的条件（緊急時の施工体制）	当該工事の施工地域（☆）に技術者・資機材等の拠点あり。	１点	
	当該工事の施工地域（☆）に技術者・資機材等の拠点なし。	０点	
	小計	１	0

（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進

評　価　項　目	評　価　基　準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）、プラチナえるぼし認定企業又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る） ・トライくるみん認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業 ・ユースエール認定 ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		
	上記のいずれかの認定を受けている。	２点	
	上記のいずれの認定も受けていない。	０点	
	小計	２	0

（注）「特殊法人等」には国が資本金の1／2以上を出資する法人を含む。

（☆）当該工事の施工地域とは、静岡県中部地区、静岡県西部地区、静岡県東部地区 をさす。

配点計	評価点計
31	0

静岡県中部地区：静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

静岡県西部地区：浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、湖西市、森町

静岡県東部地区：富士市、富士宮市、沼津市、三島市、裾野市、熱海市、御殿場市、長泉町、清水町、函南町、小山町、伊豆の国市、伊東市、伊豆市、下田市、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

	評価項目	評価基準	評価点数	
			配点	満点
③ 企業の施工体制	品質確保の実効性	優：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
		良：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
		可：その他	0	
	施工体制確保の確実性	優:工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
		良:工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
		可：その他	0	
合計				30

10　施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して開札後速やかにヒアリングを実施する。なお、入札価格が低入札価格調査の最低基準価格（文部科学省発注工事請負等契約規則第１３条に基づく価格をいう。以下「低入札価格調査基準価格」という。別添１を参照のこと。）以上の者にあっては、電話によるヒアリングをすることがある。

（１）日　　時　令和６年３月１５日（金）　から　令和６年３月２６日（火）まで

（２）場　　所　上記６に同じ

（３）資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては、技術提案書に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記12（３）の開札後、令和６年３月１５日（金）１７時までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は持参又は郵送により令和６年３月２５日（月）１７時までとする。なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

提出を求めることとなる追加資料は、別添１のとおり。

また、低入札価格調査基準価格に満たない者に対しては下記12（３）の開札後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記12（３）

の開札後、追加資料の提出を行わない旨を令和６年３月２２日（金）１７時までに上記６へ書面（様式自由）にて提出（持参又は郵送とする。）するものとする。追加資料の提出を行わない旨の書面の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

（４）そ　の　他　　入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で３名以内とする。下記 10（４）①及び②に掲げる事項に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。なお、天災・事故等やむを得ないと認められる事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、その旨を申し出ること。

① 追加資料の提出を行わない場合

（イ）資料が特定できない（工事名及び宛名等の記載がない）場合

（ロ）資料に代表者名及び代表者の押印がない場合（代表者には委任状により委任をうけた者を含む。）

（ハ）資料の全部又は一部が未提出の場合

（ニ）資料の全部又は主要な部分の記載がない場合

（ホ）資料が指定された様式で提出されていない場合

（ヘ）提出期限までに資料が未提出である場合（資料の一部提出は、提出とは認めない）

② ヒアリングに応じない場合

（イ）ヒアリング日時に出席しない場合（天災・事故等やむを得ないと認められる事由で、ヒアリング時刻前にその旨申し出た場合を除く。）

（ロ）競争参加資格確認結果通知時に資格要件「有」の条件として発注者が指定した場合は当該配置予定技術者、それ以外の場合はヒアリング出席者として入札参加者が登録した配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合（ただし、指定又は登録した複数の配置予定技術者のうち、少なくとも１名がヒアリングに出席した場合は、本無効要件には該当しない。）

（ハ）入札参加者に所属していない者がヒアリングに出席した場合

11　入札説明書に対する質問

（１）この入札説明書に対する質問がある場合においては，次により提出すること。

① 提出期間：令和６年１月２２日（月）から令和６年２月２２日（木）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の９時から 12 時 30 分及び 13 時 30 分から 17 時（最終日は 12 時）までに行うこと。

② 提 出 先：上記６に同じ。

③ 提出方法：書面（質疑書様式）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）するものとする。

（２）（１）の質問に対する回答書は次のとおり書面により閲覧に供するとともにメールにて随時送信する。

① 期　　間：令和６年２月２７日（火）の９時から 17 時まで。

② 場　　所：上記６に同じ

12　入札及び開札の日時及び場所等

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）すること。電送による提出は認めない。

（１）入札書提出期限：令和６年３月１１日（月）９時から
令和６年３月１３日（水）12 時まで。

（２）持参による提出場所：上記６に同じ
（３）開札日時：令和６年３月１４日（木）９時００分
（４）開札場所：〒422－8529
静岡県静岡市駿河区大谷 836
国立大学法人静岡大学本部管理棟２階財務施設部施設課
（５）その他　：　紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、開札に立ち会うこと。なお、立会いの際には、契約担当役から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

13　入札方法等
（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
（２）入札執行回数は、原則として２回とする。

14　入札保証金及び契約保証金
（１）　入札保証金　　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、競争加入者の見積る入札金額（税込み）の 100 分の５以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に関する書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の 100 分の 5 に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 10 に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

①　提出期間：令和６年２月２１日（水）から令和６年３月１３日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時から 12 時 30 分及び 13 時 30 分から 17 時まで。
②　提出場所：上記６に同じ。
③　提出方法：書類の提出は、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。
④　保証期間：令和６年４月１０日（水）まで
⑤　入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。

１.未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	（１）入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	（２）他の工事の入札保証金である場合
	（３）入札保証金が特定できない場合
２.書類に記載すべき事項が欠けている場合	（１）入札保証金の記載が全くない場合
	（２）押印が欠けている場合
	（３）様式を満たしていない場合
	（４）白紙である場合
３.書類に記載すべき事項に誤りがある場合	（１）発注者名に誤りがある場合
	（２）入札案件名に誤りがある場合
	（３）納付業者名に誤りがある場合
４.その他未納付又は書類に不備がある場合	

⑥ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争加入者の負担とする。

（２）　契約保証金　　納付（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

15　工事費内訳書の提出

（１）　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ファイル容量は３ＭＢ以内に収めることとするが、３ＭＢに収まらない場合は、契約担当役の承諾を得て、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

（２）　工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等、細目まで明らかにすること。加えて、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。

（３）　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（４）　提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

（５）　入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当役等（これらの補助者を含む。）が、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表３各項に掲げる場合に該当するものについては、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

（６）　施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素が提示された技術提案書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記15（１）に違反して行われず、競争加入者心得第３１第１１号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を０点とするとともに、加算点についても０点とする場合がある。

16　開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。１回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

第１回目の開札入札が不調になった場合は、ただちに再度入札に移行する。

再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 20 分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、開札時間から開札終了まで、電子入札システムにログインしパソコンの前で待機すること。

17　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお，契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

18　落札者の決定方法

（１）　落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、上記９（３）の評価方法で決定するものとする。ただし、 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、契約担当役の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（２）　落札者となるべき者の入札価格が、国立大学法人静岡大学契約規則第 30 条第２項に基づく価格(以下「最低基準価格」という。)を下回る場合は、同規則第 30 条第３項の調査（低入札調査）を行うものとする。

19　最低基準価格を下回った場合の措置

（１）　最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

20　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４（６）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

21　契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

22　支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求書に基づき３回以内に支払うものとする。

23　工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約をするものとする。

24　非落札理由の説明

（１）　非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して５日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。

①　提出先　：　上記６に同じ。

②　提出方法：　持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

（２）　契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して５日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

25　再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記８（２）の回答を受けた日の翌日から起算して７日（ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

①　提出期間：令和６年３月７日（木）から令和６年３月１５日（金）まで。当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時から 12 時 30 分及び 13 時 30 分から 17 時までに行うこと。

②　提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。

26　関連情報を入手するための照会窓口

上記６に同じ。

27　その他

（１）　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　入札参加者は、次に示すホームページに掲載の「工事請負契約基準」「競争加入者心得」「電子入札に関しての注意事項等」及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

静岡大学公式ホームページの調達情報ページ

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/chotatsu/index.html

静岡大学財務施設部施設課ページ

https://www.shizuoka.ac.jp/facilities/index.html

（３）　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４）　談合等の不正行為を行った受注者は、請負代金額の 10 分の１に相当する額を違約金として支払うものとする。

（５）　落札となるべき同評価の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。

くじの日時については、発注者から連絡する。

（６）　落札者は、上記７（３）②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（７）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は、入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものする。

①提出期間：令和６年２月１日（木)から令和６年２月２２日(木)(必着)まで。
持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く９時から 12 時 30 分及び 13 時 30 分から 17 時までに行うこと。
（最終日のみ９時から１２時まで)

② 提 出 先：上記６に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。)により、提出するものとする。

④ 回 答 書：数量書に対する質問書への回答書は、メールで入札参加者に送付する。

（８）　入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（９）　入札参加者は、「競争加入者心得」及び契約書（案）を熟覧し、競争加入者心得を遵守すること。

受注者の責めにより、入札に係る要求要件を厳守できない場合は、再度の施工を行うものとする。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約額を減額するものとする。加えて必要に応じて、損害賠償要求等を行うことがある。

(10)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

①　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク
電話：０５７０－００１１８４

②　IC カードの不具合等発生の問合せ先
取得している IC カードの認証機関

ただし、応札等の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合は、上記６に連絡すること。

別表１

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 （各高等専門学校）
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表２

工事成績相互利用登録機関（令和４年７月１４日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、 各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為 担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、 少年施設、鑑別所、観察所、 出入国在留管理庁（旧入国管理局を含む。）、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） 〃　　〃　　予算課（H27.10.1～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び 北海道開発局営繕部 航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

別表３

工事費内訳書の確認事項

１　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	（１）	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）	内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）	他の工事の内訳書である場合
	（４）	白紙である場合
	（５）	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	（６）	内訳書が特定できない場合
	（７）	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２　記載すべき事項がかけている場合	（１）	内訳書の記載が全くない場合
	（２）	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
３　添付すべきでない書類が添付されていた場合	（１）	他の工事の内訳書が添付されていた場合
４　記載すべき事項に誤りがある場合	（１）	発注者名に誤りがある場合
	（２）	発注案件名に誤りがある場合
	（３）	提出業者名に誤りがある場合
	（４）	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５　その他未提出又は不備がある場合		

別添１

施工体制確認型総合評価落札方式について

Ⅰ　施工体制確認型総合評価落札方式

１　低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

（１）直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
（２）共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
（３）現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
（４）一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

２　ヒアリングのための追加資料【※各様式略】

（１）　入札参加者の申込みに係る価格が記１の低入札価格調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。~~（別添２の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。なお、添付書類の提出は不要。）~~

・下請予定業者等一覧表（様式４）
・配置予定技術者名簿（様式５）
・資材購入予定先一覧（様式８－２）
・機械リース元一覧（様式９－２）
・労務者の確保計画（様式10－１）
・工種別労務者配置計画（様式10－２）
・建設副産物の搬出地（様式11）
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）
・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）
・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13－３）
・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14－１）
・安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）
・施工体制台帳（様式16）

（２）　ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式２－１）
・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式２－２）
・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書（様式３）

３　審査方法の概要

施工体制に関する審査は、技術提案書、本文記10の施工体制確認のためのヒアリング、記２(1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、記２(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

（１）　入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、

標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

（２）　品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記１の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記１の低入札価格調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした下記Ⅱ３の表上欄に掲げる各費用項目の金額（ 直接工事費の「 額」は、直接工事費からその10分の１を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の１を加えた額）に、同表下欄に掲げる率をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（３）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、様式12）

② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14－１、様式14－２）

③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13－１、様式13－２、様式13－３）

（３）　施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が記１の低入札価格調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が記１の低入札価格調査基準価格を満たないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式４、様式16）

② 施行計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式８－２、様式９－２、様式10－１、様式10－２）

③　配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式５）

Ⅱ　予算決算及び会計令第86条の調査について

１　低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。
ここで、低入札価格調査基準価格は、記Ⅰ１に記載するとおりである。

２　低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
（１）その価格により入札した理由
（２）契約対象工事附近における手持工事の状況
（３）契約対象工事に関連する手持工事の状況
（４）契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
（５）手持資材の状況
（６）資材購入先及び購入先と入札者の関係
（７）手持機械数の状況
（８）労務者の具体的供給見通し
（９）過去に施工した公共工事名及び発注者
(10) 経営内容
(11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
(12) (9)の公共工事の成績状況
(13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
(14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
(15) その他必要な事項

~~３　低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。~~

~~直接工事費~~	~~共通仮設費~~	~~現場管理費~~	~~一般管理費等~~
~~75%~~	~~70%~~	~~70%~~	~~30%~~

~~なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の１を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の１を加えた額として、特別重点調査の要否を判断する。~~
~~ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成すること。~~

~~４　２に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、３に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して７日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添２の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。（別添２の文中の支出負担行為担当官については、契約担当役に読み替える。）また、記Ⅰ２に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。~~

~~(1) 当該価格で入札した理由（様式１）~~
~~(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）~~
~~(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）~~
~~(4) 配置予定技術者名簿（様式５）~~
~~(5) 手持ち工事の状況（様式６－１、様式６－２）~~
~~(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）~~
~~(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）~~
~~(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）~~
~~(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）~~
~~(10) 機械リース元一覧（様式９－２）~~
~~(11) 労務者の確保計画（様式10－１）~~
~~(12) 工種別労務者配置計画（様式10－２）~~
~~(13) 建設副産物の搬出地（様式11）~~
~~(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）~~
~~(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）~~
~~(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）~~
~~(17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13－３）~~
~~(18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14－１）~~
~~(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）~~
~~(20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）~~
~~(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）~~
~~(22) 誓約書（様式15）~~
~~(23) 施工体制台帳（様式16）~~
~~(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）~~

~~５　必要に応じ、４以外の説明資料の提出を求めることがある。~~

~~６　特別重点調査の対象者は、４及び５の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。~~

~~７　４の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、４の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として１回に限り再提出等を行うことができる。~~

~~８　４の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。~~

~~９　特別重点調査は、最高の評価値をもって入札した者のほか、３の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。~~

~~10　４及び５の資料を期限までに提出しない場合又は８の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得第34の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、請負者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。）別表第二第15号に該当することがある。~~

~~11　特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は12に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。~~

~~12　特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。~~

~~13　特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。~~

~~　また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積りによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。~~

~~14　特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。~~

~~15 特別重点調査の結果は、公表することがある。~~